

## 最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

### 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(平成30年12月18日付け消防危第226号)

災害時に周辺の給油取扱所での燃料供給が困難となった場合に、危険物の流出事故防止対策を施した場所において、第三者機関による性能評価を受けた可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うことについて、本件の形態に即した必要な安全対策を講ずることにより、消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いは認められる旨の執務資料を発出しました。

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3012/pdf/301218\\_ki226.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3012/pdf/301218_ki226.pdf)

### 移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

(平成30年12月27日付け事務連絡)

三重県内の給油取扱所において、ガソリンが混入した灯油を販売する事案が発生したことに伴い、関係事業者団体に対して注意喚起を実施しました。

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3012/pdf/301227\\_jimurenaku2.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3012/pdf/301227_jimurenaku2.pdf)